

## 令和8年度Mブロック地すべり対策技術検討業務委託事業 企画提案書特定基準

評価対象	評価の着眼点	評価の着眼点内訳	評 価						備 考
			評点	A	評点	B	評点	C	
企画提案書	委員会の設置・運営方法の妥当性	多様な検討課題及び検討方法を踏まえた委員会の効率的な運営方法となっているか。	4	業務内容に沿った委員会運営の考え方が十分妥当である。	2	業務内容に沿った委員会運営の考え方が概ね妥当である。	0	委員会運営の考え方が不十分である。	明らかに不適切な委員会の考え方の場合には、非特定とする。
	実施手順や工程計画の妥当性	検討課題に配慮した実施手順や工程計画となっているか。	4	検討課題に十分配慮した実施手順であり、かつ工程計画が十分妥当である。	2	検討課題に概ね配慮した実施手順であり、かつ工程計画が概ね妥当である。	0	実施手順や工程計画が不十分である。	
	実施体制の妥当性	事業量に見合った人員が配置され、事業内容に応じた適切な担当者が配置されているか。	4	事業量に見合った人員が配置され、かつ事業内容に応じた適切な担当者が配置されている。	2	人員及び担当者の配置は概ね妥当である。	0	人員又は担当者の配置が不十分である。	
応募者評価	継続教育に対する取組	本事業を統括的に管理する担当者の継続教育に対する取組状況。	2	前年度に30CPD単位以上又は過去3年間に90CPD単位以上を取得している。	1	前年度に29CPD単位以下又は過去3年間に30CPD単位以上を取得している。	0	A、B以外の者。	R7年度のCPD取得承認は9月となるためR6年度までの取得単位で評価する。
企業評価	ワーク・ライフ・バランス等の推進	ワーク・ライフ・バランス等推進に係る認定の取得状況等	1	次に掲げるいずれかの認定等を受けている。 ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号。(以下「女性活躍推進法」という。))に基づく認定等(えるぼし・プラチナえるぼし認定企業等)※1 ・次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)(以下「次世代法」という。))に基づく認定(くるみん・トライくるみん・プラチナくるみん認定企業等)※2 ・青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)(以下「若者雇用促進法」という。)に基づく認定(ユースエール認定企業)※3	—	—	0	A以外の者	

## (評価の考え方)

- 1) A、B、Cのうち選定した評価の評点を合計し、最も評点の高い者を特定する。
- 2) 評点の合計が同点となった場合は、A評定の評点合計の高い者を特定する。

※1 女性活躍推進法第9条又は第12条の規定に基づく認定を受けている企業(第9条に関するものに対しては、労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。)、同法第8条に基づく一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)を策定している企業(常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。)をいう。

※2 次世代育成支援対策推進法第13条又は第15条の2に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

※3 青少年の雇用の促進等に関する法律第15条に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。